

平成29年第 8回
総 会
8月

白井市農業委員会会議録

平成29年8月7日 開会

平成29年8月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

平成29年8月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	根 本 孝 一
2 番	岩 井 聡 明
3 番	芦 田 恵 子
4 番	今 井 幹 代
5 番	福 田 孝 一
6 番	内 藤 秀 樹
7 番	宇 賀 義 則

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋 藤 和 博
2. 秋 谷 茂 男
3. 川 上 洋
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 清
6. 山 崎 雅 巳
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 平成29年度第5次農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

9月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 8月25日(金)
- ・事前審査会(案) 8月31日(木)
第2班 午前9時から 新庁舎3階会議室301
- ・総会(案) 9月8日(金)
午後4時00分から
新庁舎3階会議室301

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 定刻前ですけれども、皆さんお集まりということで、始めさせていただきます。
毎日、暑い日が続きますけれども、体の管理については、十分気をつけて過ごして
いただきたいと思います。

そしてまた、先日の2日間の研修の際は、どうも2日間ご苦労さまでした。

研修の後、今後の活動の中で生かしてもらえればいいかなと思っております。

そしてまた、台風5号が今こちらへ来ていますけれども、農作物等に被害が出な
いようお祈りするところでございます。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出
席委員が過半数に達したため、これより平成29年8月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、3番、芦田恵子委員、4番、今井幹代委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局湯浅でございます。

それでは、議案第1号から順次説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成29年8月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、名内字小名内981番1。

地目、田。現況、畑。

地積130平米。

権利者、白井市中 番地、〇〇〇〇。

経営面積、29アール。

義務者、白井市中 番地、〇〇〇〇。

所有権移転、売買によるものでございます。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

笠井会長

はい、ありがとうございます。

次に、先般行われました、事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

芦田恵子委員をお願いします。

芦田恵子委員

1班班長芦田です。

議案第1号1番について、3条申請にかかわる調査報告を申し上げます。

資料1番の1から4をごらんください。

当日の出席者は、権利者、〇〇〇〇さんが、義務者、〇〇〇〇さんの代理人として出席されました。

申請地は、市役所から北へ約4.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、老木になった栗が植えられてありました。

進入路については、ありますが、隣接地は全て〇〇さん所有地であります。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有する主な農機具は、軽トラック、トラクター等、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が3人で、3人とも本業とは別に農業にも従事しております。

年間従事日数ですけれども、150日となっておりますが、ハウスでトマト、キュウ

リをつくっているために、毎日仕事はしているそうです。

技術力もあります。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、〇〇さん所有の栗畑も、〇〇さんが会社員で農業をしていないため、以前から〇〇さんがずっと管理をして、下草刈りもずっと行っていたそうです。

また、栗以外の作物をつくるのは難しい現場ですので、このまま〇〇さんに耕作して、管理していただくことが一番よいと考え、本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可相当と判断いたします。

以上で、調査報告を終わります。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

今井幹代委員をお願いします。

今井幹代委員 名内地区担当の今井でございます。

先ほどの班長の説明と重複するかもしれませんが、〇〇さんのお宅に伺って、直接お話を伺ったので、そのことを説明させていただきます。

権利者の〇〇〇〇さんですが、2棟のビニールハウスで、キュウリ、トマトを栽培しております。

しかし、今までは近所の方やお知り合いの方にあげてしまっていたそうなのですが、今後販売していくことを考えていらっしゃるそうです。

今回、許可を受けようとする土地と隣り合わせの〇〇さん所有の土地には、栗の木が植えてありますが、全て〇〇さんが管理していたそうで、どちらの木も老木となりましたので、どうするのかなと思いましたが、一体利用できれば、改植をして、警戒には泥棒よけの柵またはロープ等の設置を考えているそうです。

以上です。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

宇賀義則委員 いいですか。

笠井会長 宇賀委員。

宇賀義則委員 宇賀です。

販売をされていくというお話でしたが、売り先なんかはもう決めていらっしゃるのでしょうか。

今井幹代委員 特にまだ決まっていはいないそうです。

宇賀義則委員 わかりました。

笠井会長 いいですか。

事務局 よろしいでしょうか。

笠井会長 はい。

事務局 皆さんにお願いなのですが、発言に当たりましては、挙手をして、会長のほうから指名を受けて、自分の名前を言ってから発言のほうお願いいたします、全委員さん。

実は、議事録を外部の業者に委託しておりまして、お名前がわかりませんと、なかなか議事録厳しいところがありますので、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

以上です。

笠井会長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに可決します。

次に、議案第2号 平成29年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、湯浅です。

議案第2号 平成29年度第5次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成29年度第5次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

平成29年8月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

3ページごらんになってください。

3ページにつきましては、市長からの協議書となります。

続きまして、4ページをごらんください。

利用集積計画の一覧表（案）となります。

利用権を設定する農用地、設定する利用権、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の順で、説明をさせていただきます。

1 番、富塚字沖228番 1、外 4 筆。

面積、合計2,711平米。

種類、賃貸借権。

内容、水稻。

期間、5 年。

賃料、合計300キロの米の現納となります。

支払い方法、直接持参。

利用権を設定する者、住所、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積、524アール。

こちらについては継続となります。

2－1、2－2につきましては、同じものでございますので、続けて説明をさせていただきます。

2－1、平塚字天神作1624番地 1、外39筆で、全部で40筆となります。

面積、合計12,843平米。

種類、使用貸借権。

内容、水稻。

期間、10年。

賃料等はありません。

利用権を設定する者、住所、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、同じく白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

経営面積、241アール。

こちらにつきましては新規となります。

3 番、谷田字西山492番地 2、外 3 筆。

地目、田。現況、畑。

面積、合計3,456平米。

種類、使用貸借権。

内容、畑作。

期間、6 年。

賃料等はありません。

利用権を設定する者、住所、白井市谷田 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、柏市布瀬 番地、〇〇〇〇。

経営面積、531アール。

新規となります。

4 番、十余一字清戸道西43番地29、30合併、外 5 筆。

地目、畑。

面積、合計5,813平米。

種類、使用貸借権。

内容、畑作。

期間、6年。

賃料はございません。

利用権を設定する者、住所、白井市十余一 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、同じく〇〇〇〇。

こちらについても新規となります。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

2-1番から4番までは、新規ですので、地区担当委員の説明がございます。

2-1番、2-2番、福田孝一委員、説明をお願いします。

福田孝一委員 平塚地区担当の福田です。

8月1日に海老原委員と〇〇宅を訪問しました。

〇〇さんは不在でしたが、〇〇さんと会って、話を聞くことができました。

〇〇さんは、昨年の暮れに父親を亡くし相続したばかりですが、農業者年金の関係で、〇〇さんに農地を全て任せることとしたということです。

〇〇さんとは、別件で、ことしの2月にお会いしています。

そのとき、〇〇さんと話したところ、行く行くは農家をやりたいこと、今はまだお勤めをされていて、農業は教えてもらっている状態であるということでした。

以上です。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

3番、4番、内藤秀樹委員、説明をお願いします。

内藤秀樹委員 先日、山崎推進委員と、〇〇さんのお宅と〇〇さんのお宅両方にお訪ねして、聞いてきました。

まず、谷田の〇〇さんのほうなのですけれども、〇〇さん本人も息子さんもサラリーマンで、管理が大変困っていたのですけれども、友人の紹介で〇〇〇〇を知り、お願いしたそうです。

既に畑、これ田んぼなのですけれども、埋めてあるので、現況、畑になっているのですが、既にもう大豆が播種されていて、10センチ程度成長していました。

それと、〇〇さんですけれども、〇〇さんもこの畑、清戸道のところの畑は、か

つて梨を栽培していたのですけれども、やれなくなって、伐採して更地にして管理していましたが、草が出て周りに迷惑がかかるということで、〇〇商店の紹介で知った〇〇さんをお願いしたそうです。

最低3年程度は借りたいそうですが、ここ6年ということになっていますけれども、3年程度は借りたいそうですが、必要ならば、いつでも返してくれるという約束で貸したそうです。

先ほどと同じように、大豆がもう30センチ程度に成長していました。
以上です。

笠井会長 はい、ありがとうございます。

地区担当委員の説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号平成29年度第5次農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 平成29年度第5次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の6ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成29年8月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページをごらんください。

専決処分書となります。

こちらは報告事項となりますので、説明のほうは割愛させていただきますが、①農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出が1件ございました。

8ページをごらんください。

②農地法第3条の3第1項の規定による届出がございました。

こちらにつきましては、1-1、1-2がございましたが、これは合わせて同じ案件となります。

続きまして、9ページの下段になります。

③軽微な農地改良の届出がございました。

以上で、報告事項となります。

よろしくお願いいたします。

続きまして、10ページをごらんください。

報告第2号 農業次世代人材投資事業に係るサポート体制への協力について。

別紙のとおり、白井市長から依頼がありましたので提出いたします。

平成29年8月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

本日お配りした別紙の資料、こちらをごらんください。

8月3日の研修のときに農政課の松本のほうから、こちらのサポート体制の整備についてお願いをしたところですが、本日お配りした資料につきましては、1ページ目の鏡文が、白井市長から農業委員会会長への依頼文となります。

次のページをごらんください。

農業次世代人材投資事業に係るサポート体制の案となっております。

交付対象者、〇〇〇〇（平塚、水稻専作）、農業委員、福田孝一、農地利用最適化推進委員、海老原 清。

〇〇〇〇（神々廻、露地・施設野菜）、農業委員、笠井行雄、推進委員、齋藤和博。

3人目、〇〇〇〇（白井、梨専作）、農業委員、芦田恵子、推進委員、秋本善久。

こちらのサポート体制につきましては、それぞれの新規の農業者が地区が割り振られておりますので、各担当の農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様をお願いしたいと考えております。

以上で、報告第2号の説明とさせていただきます。

続きまして次第にあります、9月の事前審査会、総会の日程についてでございます。

申請の受付締め切りにつきましては、8月25日の金曜日。

事前審査会（案）となりますが、8月31日木曜日、担当は第2班、午前9時から、場所につきましては、ここと同じ301会議室となります。

総会につきましては、こちらも案となりますが、9月8日金曜日、午後4時から同じく301、本庁舎の会議室となります。

なお、報告事項は以上なのですが、手元のほうに農業者年金について資料がありますので、担当の多納のほうから説明をさせていただきます。

お願いします。

事務局 事務局、多納です。

本日配らせていただいた資料ですけれども、説明させていただきます。

まず一つに、ホチキスどめになった加入推進名簿という名簿です。

こちらのほうは60歳、実際には60歳以上の方も入っているのですが、60歳以下の方を抽出した形の名簿となっております。

次に、上に農業者年金加入推進記録と書いた記録用紙、A4ぐらいの。

担当地区のある委員さんには、8枚以上はあると思うのですが、配らせていただいています。

それと、上に個別訪問アンケートと書いたアンケート用紙ですね。前回の講習のときに配られた農業者年金に加入するメリットと書いたA4の紙。

それと、緑色の農家のための農業者年金というリーフレットを3枚配らせていただきました。

本年度も農業者年金の加入推進を農業委員会として進めていかなければならないということで、農業委員さん、推進委員さんともに8名程度アンケートをとっていただくだけで結構ですので、こちらの名簿に入っている方でも構いませんし、例えば実際に60日以上農業をやっていらして、60歳未満の方の親族の方に説明していただいても、1カウントとなるので、親御さんに説明していただいても構わないですし、実際に加入対象者の奥さんのほうに説明していただいても構わないので、それを8名程度お話しいただければと思います。

可能であれば、年金加入対象者であることが確認できる方が望ましいのですが、実際にみどり年金とか入っているかどうかは、実際に話聞いてみないとわからないので、そのあたりは、実際に聞いてみて違ったよとなれば、それはそれで構いませんので、ご協力のほどをよろしくお願いします。

何か質疑等ありましたら。

福田孝一委員 それでは。

事 務 局 はい。

福田孝一委員 期日はいつまで。

事 務 局 今年度いっぱいです。

福田孝一委員 今年度いっぱいですね。

事 務 局 ほかに何かございませんでしょうか。

宇賀委員

宇賀義則委員 この間の講習で、まとまって、個別ではなくて、全体で説明会みたいなものの企画されているのですか。

事 務 局 今のところは、企画しておりません。

ただ要望があれば、うちのほうで農業会議等をとうしまして、そういった会を設けることは可能です。

宇賀義則委員 個人だと十分に説明し切れないかと思って、そういうのがあるかもしれない。

事 務 局 はい。

もちろん要望があれば、すぐにでもできますね。

ほかに何かございますか。

今井幹代委員 済みません。

事 務 局 はい。

今井幹代委員 これ、いざもらうときの何か手続というか、それが面倒みたいなことをこの間ちらっと聞いたのですが、どんな感じなのでしょう。

実際、入っているのですけれども、余り先のことは考えていなくて。

事 務 局 老齢年金の場合には、ほかの手続と比べちゃうと、どうなのかはわかりませんが、そこまで煩雑ではないと思います。

ただ経営移譲年金、特例付加年金に関しては、正直うちからしても、これは面倒くさい手続だなとは思いますが。

今井幹代委員 多分、若い人で半分国庫の補助があるような人も入ってしまうと、もらうときが大変。

事 務 局 いや、結局、国庫補助を使ったとしても、特例付加年金さえもらわなければ、老齢年金だけなので、それこそ住所、名前書いていただいて、あとは年金証書番号ちょろちょろと書いて、判子押していただいて出せば、もらえますね。

ただ経営を委譲したことでもらえる年金をもらうとなると、いろいろな手続が面倒くさいという。芦田さんはよくご存じで。

芦田恵子委員 知っています。すごく面倒くさいです。

事 務 局 それこそ、一応リーフレットに書いてあるような中身をすらっと説明していただいて、細かいこと、もしわからないところとかあれば、それこそ農業委員会に聞いてもらってもいいというような説明の仕方していただいても構わないですし、事務局側としては、結局、業務委託の関係上、加入推進しなさいよと言われちゃっているんで、ひとまず周知はしています。

結局、周知しないで、後々、いや、こんな制度知らなかったよと言われちゃうのが大変なので。

一応周知しました、農業者さんの方にも知れ渡っています、ただ、その上で加入しなかったのであれば、それは農家さんの選択枝からですけれども、知らずに加入しませんでしたというのが一番まずいので、そこだけなくしたいと思います。

ほかに何かございますか。

内藤秀樹委員 いいですか。

事 務 局 はい。

内藤秀樹委員 今年いっぱいということだったのですけれども、例えば谷田なんかの場合、3月

に地区総会なのですけれども、年度末になっちゃう。

事務局 年度末で大丈夫です。

内藤秀樹委員 年度末で大丈夫。

事務局 今年度いっぱい。

内藤秀樹委員 そうすれば、かなりの人間集まるので、そういうときに農業会議のほうに来てもらって、説明をお願いする。

事務局 そういうことも可能ですね。

日程さえわかれば、うちのほうで調整します。

内藤秀樹委員 年度末でもオーケー。

事務局 オーケーですね。

内藤秀樹委員 わかりました。

事務局 事務局からお願いなのですが、こちらの名簿につきましては、個人情報でございますので、大変に申しわけございません、名簿の隣に余白で結構ですので、各委員さんのお名前を書いておいてください。

誰が落としたかわかるように。

齋藤和博委員 落とさないよ。

事務局 そのくらい個人情報でございますので、取り扱いのほうには十分ご配慮のほうよろしくお願いしたいと思います。

済みません、失礼なお願いで申しわけございません。

よろしくお願いいたします。

以上です。

齋藤和博委員 いいですか。

事務局 はい。

齋藤和博委員 さっき周知をしなければいけないという話ありましたけれども、例えば広報にこれを一緒に、例えば配ってもらうだとか、そういうことって考えていないですか。

事務局 広報自体には載せているのですが。

齋藤和博委員 多分、載せていても見ないと思う。

事務局 見ないですね。

齋藤和博委員 要するに、こういうパンフレットがインパクトあると思うのですよ。

例えば、あとは区のほうで配り物のときに、区長さんに渡して、ある程度配ってもらうだとかという、その辺も考えれば、ある程度周知は出来るのじゃないかなと。

私たちが行ったとしても、見ていれば、話は早いですね。

そういうこと考えていただければと思います。

以上です。

事務局 回覧のほうは検討させていただいて、できるだけ早く出来るようにというので。

事務局の方からは以上です。

笠井会長 それでは、本日の議案については全て終わりました。
長時間にわたり慎重なる審議賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長 笠井行雄

白井市農業委員会議事録署名人 芦田恵子

白井市農業委員会議事録署名人 今井幹代